

# 建築関連の技術基準原案作成等の取組み



建築研究部 基準認証システム研究室 室長 **安藤 恒次** 主任研究官 (博士(工学)) **岩田 善裕**  
主任研究官 (博士(工学)) **壁谷澤 寿一** 研究官(※) **薄井 宏行**

(※)所属及び役職は2014年12月末現在

(キーワード) 建築、技術基準

## 1. 経緯等

建築基準法令等においては、建築物に係る安全確保のための技術基準が定められているが、これら建築関連の技術基準については、調査研究や技術開発の進展、災害の教訓等を踏まえ、適宜見直していく必要がある。

このため、国総研における研究や建築基準整備促進事業（国土交通省住宅局補助事業：国が建築基準の整備に関する調査課題を設定し、公募により選定された事業主体に調査費を補助する事業）の成果等を踏まえた基準化を進める体制として、建築構造基準委員会（委員長 久保哲夫 東京大学名誉教授、平成23年度～）及び建築防火基準委員会（委員長 辻本誠 東京理科大学教授、平成24年度～）を国総研内に設置し、外部専門家の意見も踏まえながら技術基準原案を作成する体制を構築している。

また、技術基準の高度化・合理化に向けて、関係団体と連携して「コンタクトポイント」を設置し、広く民間等からの基準の整備・見直しの提案に対応している。

## 2. 建築構造基準委員会・建築防火基準委員会

建築構造基準委員会では、東日本大震災の教訓等を踏まえ、これまでに津波避難ビル等の構造基準、天井脱落対策に係る技術基準等の原案作成を行ってきたところであり、平成26年度は、長周期地震動対策等について検討を行った。

建築防火基準委員会では、平成23年度～平成25年度に実施されてきた木造3階建て学校の実大火災実験の成果等を踏まえ、木造建築物に係る防火基準の見直し等を検討してきたところであり、平成26年6月には建築基準法の関連改正が行われた。平成26年度は、平成27年6月の改正法施行に向けた下記の基準

(政令・告示)の原案について検討を行った。

- ① 延べ面積が3,000㎡を超える大規模な木造建築物に関する基準（法第21条第2項）
- ② 木造3階建ての学校等に関する基準

## 3. コンタクトポイント

コンタクトポイントは、建築基準法令（単体規定）等に基づく技術基準の見直しや新たな基準の整備について民間事業者等からの提案を受け付ける窓口※であり、受理された提案については、（独）建築研究所の協力を得ながら、国総研において技術的な見地から検討を行うものである（図）。平成26年度は、ETFEフィルムの指定建築材料としての位置づけ、耐火構造認定における適用鋼材拡大など9件の提案について検討結果を回答した（平成27年1月末現在）。

## 4. 今後の予定

社会資本整備審議会の動向等も踏まえつつ、引き続き、調査研究や技術開発の進展等に応じた技術基準の整備・見直しについて検討していく予定である。

5. 仕事の進め方のイノベーション

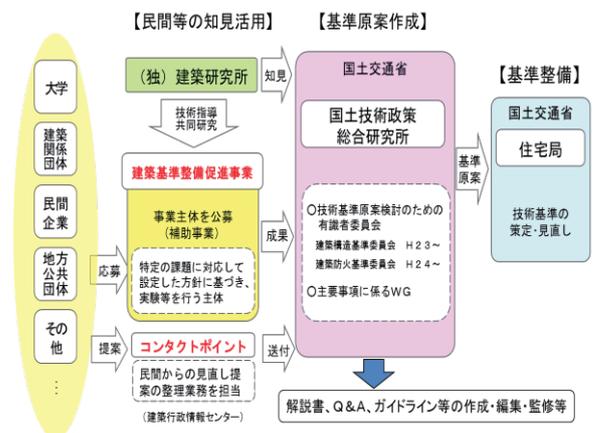


図 建築関連技術基準の検討体制